

## 令和元年度第4回宮城県民間資金等活用事業検討委員会 議事録

1 日 時 令和2年1月15日(水) 午前9時30分～午後0時20分

2 場 所 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

3 出席委員 8名

### 4 出席者(敬称略)

(委員長)

増田 聡 東北大学大学院経済学研究科教授

(副委員長)

今西 肇 東北工業大学名誉教授

(委員)

江口 哲郎 宮城県総務部長

大泉 裕一 公認会計士・税理士

佐々木 雅康 弁護士

田邊 信之 宮城大学事業構想学群教授

(臨時委員)

<下水道分野>

大村 達夫 東北大学未来科学技術共同研究センター教授

<水道分野>

佐藤 裕弥 早稲田大学研究院准教授

早稲田大学総合研究機構水循環システム研究所主任研究員

(事務局)

田代 浩次 企業局水道経営課 課長

大沼 伸 同 技術副参事兼課長補佐(総括担当)

内海 章博 同 課長補佐(総括担当)

千葉 隆史 同 技術補佐(総括担当)

白井 徹 同 技術補佐(総括担当)

稲村 武彦 同 技術主幹(水道経営改革推進班長)

佐藤 正俊 同 主任主査(副班長)

二藤部 賢司 同 主任主査

永田 亮 同 主任主査

柳田 健斗 同 主事

高島 弘明 同 技師

佐藤	洋生	総務部参事兼行政経営推進課長
槻田	典彦	総務部行政経営推進課 副参事兼課長補佐(総括担当)
篠野	一浩	同 課長補佐(行政経営システム班長)
木村	敦子	同 主査
杉山	雅紘	同 主事

(事業アドバイザー)

西村	留美	有限責任あずさ監査法人	シニアマネジャー
富田	大資	同	アシスタントマネジャー

## 【1. 開会】

### ●司会 (行政経営推進課 篠野班長)

只今から令和元年度第4回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を開催いたします。

始めに、会議の成立について御報告させていただきます。本委員会は8名の委員で構成されております。本日は現在7名の委員に御出席いただいております。民間資金等活用事業検討委員会条例の規定によりまして、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。総務部長の江口委員につきましては、遅れて参る予定でございます。

また、本委員会につきましては、県の情報公開条例の規定に基づきまして、平成30年度第1回委員会において、2回目以降の会議は非公開とすると決定しております。

それでは、開会に当たりまして、増田委員長から御挨拶を頂戴したいと思います。増田委員長、よろしく願いいたします。

### ●増田委員長

おはようございます。雪がちらついておりますが、第4回の委員会となりました。

今日はこれまでの議論の継続に加えて、いくつかの新しい素案の検討に進んでいくことになっておりますので、議論を展開していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

### ●司会 (行政経営推進課 篠野班長)

増田委員長、ありがとうございました。

これから議事に入りますが、本日の委員会の議事は非公開で審議されることとなっておりますので、報道機関の方々は、御退出をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、増田委員長をお願いいたします。

なお、佐々木委員におかれましては所用により途中で御退席される予定となっておりますので、予め御承知いただければと思います。

増田委員長、よろしく願いいたします。

## 【2. 議事】

### ●増田委員長

それでは議事に従って、本日の委員会を進めていきたいと思えます。

まず、参考資料も含めて、本日の委員会の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

### ●行政経営推進課 佐藤課長

それでは、本日の委員会の趣旨・進め方について、事務局から御説明を申し上げます。

配布資料につきましては、次第2枚目の裏面に記載のとおり、参考資料、資料1から資料7-3まで、その他の資料も含めてお配りしてございます。不足等ある場合はお申し出いただければと思えます。

まず、本委員会では平成30年度第1回委員会におきまして、第2回以降の会議を非公開とすると決定されております。本日の会議を非公開とする理由については、前回委員会でも御説明申し上げましたが、参考資料「会議の非公開について（情報公開条例）」をお配りしてあります。その資料のとおり、本日の審議事項に関する情報はそれぞれの成案を得るための検討プロセスにおける情報でございまして、情報公開条例第8条第1項第6号の意思形成過程情報として非開示情報に当たることから、条例第19条第1号に基づいて、非公開で会議を行うものでございます。

続きまして、今後のスケジュールについて御説明申し上げます。右上に資料1と書いてある資料を御覧ください。資料1の上の表になります。

県におきましては、今年3月に特定事業の選定・公表、募集要項等を公表し、事業者の募集を開始したいという意向でございまして。本委員会においては、12月から2月までに月1回のペースで委員会を開催し、特定事業の選定や募集要項等の書類についての集中的な審議をお願いしてございます。

特定事業の選定については、知事から本委員会に諮問された事項の一つであるため、本日及び次回の委員会で審議を行った後、3月上旬に委員会として県に答申を行うことを想定してございます。その後、3月中旬に募集要項等を公表し、事業者の募集を開始して、約1年間をかけて事業者の選定作業を行うこととなります。この間、県と民間事業者との競争的対話のステップ等を経て、最終的に本委員会において審査を行い、令和2年度中に委員会から県へ民間事業者の選定に係る答申を行うという流れとなっております。

本日及び次回の委員会における検討項目については、中段の表に記載のとおり予定してございます。今回は基本協定書及び実施契約書の素案を初めて御提示するものとなっております。資料1の1枚目裏面の横長の図を御覧いただければと思えます。

PFI法上の手続きにつきましては、左から右側へ進んでまいりますが、現在は左から5番目の特定事業の選定の案、そして、事業者選定手続きに関する事項の審議を行っているところでございます。今回の委員会で初めて審議いただく基本協定の締結及び実施契約の締結を中心に優先交渉権者権者の選定以降のコンセッション事業開始までの手続きについて簡単に御説明させていただきます。

資料1の2枚目裏面一番上に「基本協定の締結」という欄がございまして。PFI事業においては、優先交渉権者が選定されますと、県と選定された民間事業者との間で基本協定書を締結することになります。基本協定の締結はPFI法に基づく手続きではありませんが、内閣府の契約に関するガイドラインにおいて、PFI事業の契約に必要な手続きとして記載されてございます。PFI事業の入札においては通常、コンソーシアムが落札者となりますが、実際に県と契約を締結する主体はコンソーシアム構成企業が設立する特別目的会社、いわゆるSPCとなります。このため、落札者決定の時点ではSPCがまだ設立されておらず、県の相手方契約当事者が存在していないこととなります。したがって、県・コンソーシア

ム双方の義務やSPCの設立期限、出資条件などの必要な事項について、実施契約締結に先立ち、予め双方の約束を結んでおくものが基本協定書になります。

基本協定の締結後はPFI法第19条第4項の規定によりまして、運営権設定の議会の議決を経て、法第16条、第19条の規定による運営権設定・公表の後、法第22条の規定により実施契約の締結・公表という流れになってまいります。

運営権設定に当たりましては、資料1の2枚目裏面の2段目「運営権設定の議会の議決」の欄に記載のとおり、公表事項であります「①公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置」、「②運営権に関する公共施設等の運営等の内容」、「③運営権の存続期間」を明らかにすることとされております。

その下の「実施契約締結・公表」の欄を御覧ください。運営権設定後、県とSPCとの間の権利義務関係を全て具体的かつ明確に規定するため、実施契約を締結いたします。実施契約書に記載される内容は、PFI法第22条及び同法施行規則第5条に法定されており、資料に記載の①から⑥の内容となります。

本委員会における調査・審議につきましては、PFI法第8条第1項に規定する優先交渉権者候補の選定までとなりますが、その後、県は事業開始に向けて、基本協定の締結、運営権設定の議会の議決、実施契約締結等、コンセッションの導入に必要な手続きを進めていくこととなります。只今説明いたしましたように、基本協定書及び実施契約書については、本委員会での調査・審議が全て終了してから、県において締結するものではありませんが、資料1の1ページ目の中段「【今後の検討項目】」に書いてありますとおり、要求水準書から実施契約書までが、募集要項等の公表時に公表する書類一式に含まれることとなりますので、委員会で御審議をお願いすることとなります。

参考資料及び資料1については以上でございます。

#### ●増田委員長

日程や手続きのスケジュール等について、何か御質問はございますか。

予定では、次回の2月開催の令和元年度第5回委員会で、特定事業の選定から実施契約書の案までを審議し、特定事業の選定に係る答申するという事によろしいですね。

<江口委員到着>

### 『議事（1）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る特定事業の選定（案）について』

### 『議事（2）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る募集要項（素案）及び優先交渉権者選定基準（素案）について』

#### ●増田委員長

それでは、今日の議事に進みたいと思います。次第にあります「議事（1）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る特定事業の選定（案）について」と、議事（2）の募集要項（素案）及び優先交渉権者選定基準（素案）をまとめて議論したいと思います。事務局から説明をお願いします。

#### ●水道経営課 田代課長

本題に入ります前に、先ほどお配りしました「会議後回収」と赤文字で書いた資料を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、検討段階での考え方や金額が表に出ますと、どうしてもそれに縛られてしまうところがございますので、マスコミ等の対応について、特に金額につきましては御注意願いま

す。

また、前回の検討委員会で説明させていただきました収支シミュレーションについて、補足と一部訂正をさせていただきたいと思えます。回収資料の最後にA3版横で書いております青いグラフで、前回説明されなかった部分の補足になります。

始めに訂正です。右下のコンセッションモデルの収支シミュレーションのところですが、運営権者の資金調達について、前回の委員会で優先ローンの借入れ条件について5年据置き15年返済というお話をした際に、5年は15年の中に含まれる旨の説明をいたしました。これは間違っていました。正しくは、5年は15年の中に含まれず、合計20年返済という形になります。同じく劣後ローンにつきましては19年プラス1年の20年という条件で試算してございます。

また、右下の赤字のところですが、経営の安全性を第一として、収益的収支の黒字確保を前提に将来の更新投資を見据えて、資産維持費を計上し、企業債残高と累積資金収支の安定を考慮して、新規発行企業債の充当率を決定したという考え方をグラフで御説明させていただきます。まず、左側の一番上の棒グラフが収益的収支、民間でいう損益計算になります。紺色が収入、青色が支出、この差が資産維持費となります。

右側の一番下に、供給単価の折れ線グラフがございますが、この収入から供給単価が出てきます。左側の真ん中の資本的支出の棒グラフの一番上にあります企業債償還金を除いた部分が、更新投資の金額となります。この更新投資に充当する企業債をどのくらい入れていくかについてですが、左側の一番下のベタ塗りを書いておりますグラフが企業債の残高を表してございます。この企業債残高につきましては年間収益30億円程度の3倍程度、90億円前後に抑制するようにしています。また、右側の真ん中の資金残高につきましては、年間支出額30億円程度を確保するとしています。これを前提といたしまして左側の一番下のグラフの右軸に企業債充当率がございます。これらをバランスするところとして、大崎広域水道につきましては10%程度に設定しました。

このような形で、長期的な経営の安定性を第一として、これらの状況を見ながら企業債の充当率を設定してございます。

それでは、今日の本題に移ります。

まずは、特定事業の選定につきまして、説明させていただきます。資料2の7ページを御覧ください。

前回御指摘いただきました割引計算に関する部分です。表1の「共通」の一番下に記載しましたが、本事業では運営権対価ではなく、運営権者収受額で競争してもらう仕組みにいたしましたので、割引計算の必要はなく、予定事業費総額については現在価値に割り戻さないものとしたというコメントを追記いたしました。特定事業の選定につきまして、修正箇所はここだけでございます。

続きまして、募集要項と優先交渉権者選定基準になります。募集要項につきましては資料3-1で説明させていただきます。

1ページ目です。本日は、赤字の運営権者収受額の改定や応募企業に求める実績要件等について、御意見をいただければと思えます。

2ページ目です。運営権者収受額の定期改定について、説明いたします。実施方針について審議した際に御説明いたしましたが、運営権者収受額につきましては基本的に5年に一回、県側の料金改定に合わせて改定していくという考え方でございます。

要件につきまして、左上から説明します。「需要変動」は実施契約締結時に県が示す水量見込みから乖離があった場合に改定いたします。ただし、二つ目のポツ(・)のとおり、需要の変動の影響を受ける薬品費や動力費、廃棄物処理費のみが対象となります。

右上の「物価変動」は次期料金期間に適用する物価水準と、優先交渉権者選定時に適用する物価水準に乖離がある場合に改定するものでございます。こちらにつきましては、二つ目のポツ（・）に記載のとおり、公租公課・事業報酬、税金関係と利潤の分は除かれますが、それ以外は全て対象といたします。

さらに、左下の「法令等又は県条例若しくは県の計画の変更」につきましては、費用の増減に関する場合は変更し、また、右下の「その他県及び運営権者が必要と認める場合」につきましては、予測困難な事業環境の変化によって、運営権者側の費用コストが変動する場合については、その必要性をみて変更するという考え方でございます。

3 ページ目を御覧ください。具体的にどう変動させるか記載してございます。実施方針の段階でも、あらかじめルールを策定して、機械的に変動させるという考え方を御説明しておりましたが、その考え方を整理したものでございます。次に説明します臨時改定の発動条件について、一定の水準を設定しなくてはならないので、定期改定につきましても、物価変動比率などを含めた変動指標を用いて計算しようと考えました。

上の箱囲みに記載のとおり、採用する指標は①から⑤を設定いたします。①の人件費につきましては、宮城県の名目賃金指数を、②から④につきましては、日本銀行の企業物価指数を、⑤の減価償却費につきましては、建設工事との相関があるため国土交通省の建設工事費デフレーターを採用しました。

これらの指標は、下の箱囲みの中段に記載の物価変動比率の計算に使用します。当初のものと採用するところの指標の差を整理いたしまして、下の箱囲みの一番上のとおり指標をそれぞれかけ合わせていき、加重平均を取りまして、変動指標を算定するという複雑な方法といたしました。

4 ページ目です。5 年に限らず、事業環境の著しい変化等があった場合に臨時改定を行うものです。上の箱囲みです。まず、設定の前提ですが、著しい需要や物価の変動は予見困難でございますので、一定の変動水準を予め改定条件として設定しておくことが運営権者側の負担軽減、コストの最適化に繋がります。なお、こちらにつきましては、増加及び減少の両面でございますので、県及び運営権者のどちらかに有利になるという仕組みではございません。

二つ目の箱囲みは、動力費（電力料）の臨時改定の考え方となります。水道と工業用水道につきましては、費用に占める動力費の割合は約3%と、かなり低い割合ですので、物価変動の中の一項目として整理しようと考えました。ただ、二つ目のポツ（・）、下水道につきましては費用に占める動力費の割合が約20%と高いので、下水道の動力費は物価変動とは分けて臨時改定を行おうと考えてございます。一番下のポツ（・）、臨時改定の条件を検討するに当たりまして、我々が試算しましたコンセッションモデルの運営権者の想定利益がゼロとなる水準を9事業それぞれ計算いたしました。それが5 ページ目の上の表になります。上から物価の変動、動力費の変動、需要の変動となります。横軸に9事業それぞれを書いており、3事業ごとの最小値に網掛けをしてございます。

物価変動につきましては、運営権者側の経営の安定性を確保する観点から、事業の特性を考えまして、基本的に3事業ごとの最小値を発動条件にしようと考えました。また、工業用水道事業につきましては、それぞれの事業の水量に占める主要なユーザーの契約割合がまちまちでございますので、事業ごとに捉えるべきだろうと考えまして、下の表に小数点以下を切り捨てまして記載しております。このような形を臨時改定の基本的な考え方にしていきたいと考えてございます。

6 ページ目は先ほどお話しした定期改定と同じように、臨時改定もそれぞれを加重平均するものでございます。

7 ページを御覧ください。応募企業又はコンソーシアムの構成員に求める水道と下水道の実績要件になります。これまで御説明してきましたとおり、浄水場と処理場の運営実績に一定の条件を求めるとして

ございました。二つ目のポツ（・）は、海外の企業をイメージしてございます。海外企業が日本国内に子会社を作って、子会社が構成員として応募した場合、その子会社には実績がない中で、親会社の実績を見ていいのかということについて、厚生労働省と国土交通省にも相談した上で、県といたしましては、親会社又は子会社の実績は基本的には認めないということで進めたいと考えてございます。すなわち、海外法人が日本に子会社を作ったとしても、子会社に実績がなければ実績要件は満たさないと整理いたしました。

8ページ目です。こちらも前回お話ししました応募企業又は代表企業に求める資本金の最低額になります。二つ目のポツ（・）ですが、東証一部上場企業は高い信用力があり、一部上場企業の過半数は資本金50億円を上回っています。また、法人3税のうちの法人住民税につきましては、50億円以上は一律同額となっています。これらのことから、資本金50億円以上は高い信用力がある企業だろうと判断いたしました。一番下の箱囲みのところですが、応募企業又は代表企業には参加表明書及び参加資格確認申請書提出の日におきまして、資本金50億円以上であることを求めるという形にしたいと考えております。

最後9ページ目、応募の無効の条件になります。①から⑩に記載してございます、①は参加資格要件を満たさない者と、当然のことが書いてありますが、特に気を付けていただきたいのは⑨になります。事業者選定におきまして、県の許可なく、この委員会の委員又は委員が所属する法人に働きかけがあった場合には、応募を無効といたします。御承知いただければと思います。

続きまして、優先交渉権者選定基準の素案につきましては、資料4-1で説明させていただきます。

優先交渉権者選定基準の構成につきましては1ページに書いてございます。第1から第6まであります。2ページに書いてございますが、選定につきましては、以前御説明申し上げたように、第一次審査と第二次審査の二段階で行います。

第一次審査につきましては、実績要件や先ほどの代表企業等に求めます資本金の要件等、外形的なものになります。これにつきまして「県の役割」のところに書いてございますが、要件をきちんと満足しているかどうかを県で確認いたしまして、委員会に報告させていただきます。

第二次審査となりますが、次に説明いたします各提案の評価項目ごとに「標準」・「良」・「優」という3段階の点数を付けていただきます。下の箱囲みの右側に書いてございますが、配点は「標準」が0.6、「良」が0.8、「優」が1.0と考えてございます。審査の内容は下に書いてございますが、各評価項目において、「標準」未満は失格としたいと考えてございます。「県の役割」のところが見ていただきたいのですが、「標準」未満の評価の部分については、事務局で内容を精査し、委員会に報告させていただきます。その上で、委員の皆様には提案書の審査やプレゼンテーションなどを基に審査いただきます。

一番下に二つのポツ（・）がございます。この第二次審査の結果を受けまして、県は優先交渉権者と次点の交渉権者を選定いたします。なお、公平性の観点から、提案書類には応募者の名称はもちろん、名称を類推できるロゴ等の記載も認めないとしてございます。委員の皆様にはどの企業が提案したのか分からない状態で審査をしていただくこととなります。

3ページ目です。先ほどの配点の主なところになります。一番上に棒グラフを設定してございます。総合点200点満点と考えていますが、左から二つ目から「水質管理・運転管理」、「改築・修繕等」、「危機管理・事業継続措置等」、それから右端の「運営権者収受額」、この4つを合わせまして、80%を超えるくらいの点数になるとイメージしてございます。項目については以下のような詳細な項目で評価していただく形となります。

4ページ目につきましては、後ほど別紙で説明させていただきます。

5ページ目を御覧いただければと思います。初めに同点となった場合の考え方を説明させていただきます

ます。仮に、第二次審査で委員会の審査結果が同点だった場合、下水道事業における改築費用と運営権者収受額、要は金額の部分を除いた定性的な項目の評価の高い順番で順位をつけようと考えてございます。また、ほとんどあり得ないとは思いますが、それでも同点となった場合は運営権者収受額が低い順番で順位をつけようと考えてございます。

先ほど飛ばしました「運営権者収受額及び下水道事業に係る改築費用についての得点化の方法」について、回収資料の2ページ目を御覧いただければと思います。運営権者収受額等の得点の考え方です。グラフと表が書いてあるものです。

まず、下の表から説明させていただきます。県側で提案の上限額と県基準額、調査基準額という3つを設定しようと考えています。これは県側で試算しました現行体制モデルの総事業費3,314億円の導入可能性調査段階で、県が期待している削減率7から14%、その中間値の10.5%の3段階で設定しようという考え方です。次の真ん中の列にあります。みやぎ型モデルの総事業費のうちの運営権者収受額を1,653億円から調査基準額1,450億円までございます。ここにつきまして、右端にあります応募者に求めるコスト削減額につきまして、上から約200億円、300億円、400億円という数字になります。この①運営権者に求める金額のうち、下水道の改築費は別途になりますので、この303億円を差し引いた赤組みのところ、試算結果①-②の数字、上から1,350億円、1,256億円、1,148億円を提案上限額から調査基準額と設定いたします。グラフを見ていただきたいのですが、横軸が金額になります。収受額ですので、この提案上限額1,350億円が0点のところであり、期待値の中間値となります。10.5%の1,256億円を満点の40点といたします。これを一次式で算定いたします。さらに、その右側に調査基準額とあります。我々が期待しております14%、最大額を調査基準額といたしまして、1,148億円を下回った場合、グラフの右側の二つ目のポツ(・)のところ、これより下回った場合については、悪かろう安かろうでは困りますので、算定根拠を当然確認するとともに、必要に応じて追加資料、内訳書等の提出やヒアリングも実施し、実現可能性を確認いたします。

この資料の最も重要なところは赤字のところですが、競争性を確保する観点から、収受額と下水道の改築費用の基準額については公表いたしません。満点40点が1,256億円と分かっただけですと、それより下の提案はなくなってしまいますから、この数字については少なくとも民間事業者の選定に係る答申を知事が受けるまでは非公表・非開示になりますので、極秘でお願いしたいと思います。

以上でございます。

## 『議事(1)及び(2)質疑応答』

### ●増田委員長

議事(1)と(2)ですが、まず資料3-1、3-2の募集要項に関して議論したいと思いますので、御質問や御意見ございましたらお願いします。

皆様から意見が出る前に、私から何点かあります。一つは3ページの人件費や動力費については、このとおりかもしれませんが、薬品費の物価指標が無機化学工業製品となっています。これは、おそらく色々なものが平均化されて、この価格になっていると思いますので、例えば上工下水道で使用する特定の品目の物価だけがボンと上がって、事業に大きな影響が生じるということもあるのではないかという気がします。工業製品全体の物価はそれほど変わらないけれども、特にこの事業で使用する薬品費が大きく変動するということがあるのか、それともそういったことはないのか、それがまず第一点です。

次に、臨時改定と定期改定の関係ですが、5年に一回定期改定をして、一旦物価の変動を吸収することになりますが、その後、臨時改定は例えば定期改定の翌年にもあり得るのでしょうか。どのタイミングで

臨時改定はあり得るのか、いつでもあるのか、時間の間隔がよく分からなかったというのが二点目です。

最後に、9ページの私たち委員に対する働きかけがあったかについては、私たちも積極的に気に留めながら、何かあれば事務局に報告するといった体制も必要になるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

まず、1番目の企業物価指数の無機化学工業製品につきましては、公表されております色々な指標を見たところ、水道、下水道に特定したような指標がなく、これが一番相関性が高かったので採用しようと考えたところでございます。

定期改定と臨時改定との兼ね合いですが、委員長からお話のあったように、基本的に定期改定は5年に一度行います。5年に一度行ったとしても、採用値を見ながら、翌年に大きな変動があれば、プラスマイナスありますが、改定するという考え方になります。1年目であろうが、4年目であろうが同じような考え方になります。

最後の働きかけにつきましては、皆様から事務局に報告していただくことになるかと思えます。

●増田委員長

分かりました。ありがとうございます。他に何かあればお願いします。

●田邊委員

資料3-1の4ページに、著しい需要変動により臨時改定を行うのは、「各料金期間において」と書かれていますが、この「各料金期間において」というのは1年という意味でしょうか。つまり、この物価変動が、1年で起きた場合なのか、2年で起きた場合なのか、3年で起きた場合なのか、また、期間を跨った場合をどう考えるのかということについてはいかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

基本的に5年であれば、その5年の期間の累計を見ていきます。採用しているものを100とすれば、例えば5年間のうちに1年目で105%、2年目で110%になりましたというのを見ながら、毎年県側も運営権者側もこの指標をウォッチしていきながら、これを超えた段階で発動させようという考え方にしております。

●田邊委員

そうしますと、指数的に見ていくということで、4ページの「各料金期間において」というのは試算の前提であって、運用上は累積で見えていくということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そのとおりです。

●田邊委員

そう書かれていた方が誤解はないかもしれません。

●水道経営課 田代課長  
補足させていただきます。

●田邊委員

もう1点、資本金要件については、結論からすると私はこういう書き方でいいと思っています。大企業の要件はなかなか定めがなく、会計上は資本金5億円以上や負債200億円以上と、あることにはありますが、負債200億円を要件にしても意味がないわけですから、そう考えていくと、一つの考え方として何かで割り切らなくてはいけないだろうと思います。一次審査のスクリーニングをかけるための要件として、資本金要件というのは確かに一つの考え方としてあり得ると思います。けれども、ここで見ているのは資本金だけですので、資本勘定も要求していないし、内部留保も要求していません。企業グループの信用力を二次審査でもう一度見るような形にしておいた方が安心ではないでしょうか。

●水道経営課 田代課長

二次審査の提案項目の体制などの項目として、検討させていただければと思います。

●田邊委員

次に、委員長から御質問があった「県の許可なく働きかけをしたとき」というのは、同じ企業けれども全く関係のない人達と会う時も御連絡した方がよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

委員の皆様も所属も氏名も公表させていただきます。みやぎ型管理運営方式に関する事で色々な問合せがあった場合は、御報告いただければ幸いです。

●田邊委員

何らかの形で、少しでも関係がありそうであれば、安全面を見て御報告するような形でよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

よろしく願いいたします。

●増田委員長

今の件について、上下水道関係ではなくて、同じ会社の別の建設部隊がまちづくりについて相談に来たというようなこともあるかと思います。

●水道経営課 田代課長

先ほど申しましたとおり、審査期間中はどの企業が応募したか皆様には分からない状況で審査させていただきます。ですから、みやぎ型管理運営方式に関わりのないお話であれば、通常業務の一環ということでございますので、通常どおり対応していただければよろしいかと思います。

●佐藤臨時委員

資料3-1の9ページの応募の無効について議論が出ておりますので、確認の観点から質問してみたいと思います。一つは、⑧、⑨「県の許可なく」ということで、今回の募集要項ではアドバイザー等も公表されておりますけれど、アドバイザーへの接触については特段の制約がなくてもよろしいのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

アドバイザーから直接皆様に接触することもあります。これは公表していますし、県側の事務局の一員となります。我々からのアプローチがないまま接触することはあまり考えにくいですが、アドバイザーにつきましては、問題ないと考えております。

●佐藤臨時委員

次に、⑧、⑨ともに用語が「県の許可なく」となっておりますが、届出等ではいけないのでしょうか。この後の文面の「本事業等の選定」の本事業は当然厳格に管理しなければいけないと思いますが、先ほど議論が出ましたとおり、「等」というところが、用語としてはこう書くしかないかもしれませんが、運用上の問題としては不明な点があるのではないかと考えております。この点はいかがでしょう。

●水道経営課 田代課長

「本事業等」の「等」につきましては、運営権を設定しない部分をイメージしており、みやぎ型管理運営方式の一環という意味で「等」をつけているところでございます。

「県の許可なく」とあえて書いていますが、県が応募者に皆様へ接触していいと許可するのはまずあり得ないと考えております。

●佐藤臨時委員

ただ、用語として許可と、例えば届出等では、概念の範囲が違うと思いますので、こうしたところは厳格に管理しておいた方がいいのではなからうかと思えます。

●水道経営課 田代課長

用語について、更に整理、検討させていただきます。

●佐藤臨時委員

9ページについては応募を無効にする規定になっているわけですが、接触の時点はいつからなのか、要するに、今の時点からすでにこのような状況になっているのかどうか、そもそも、どういう企業若しくは企業グループが提案してくるか分からない中で、我々委員としても活動に制約が出るのではないのでしょうか。どういう企業が出てくるか分かりませんが、当該分野を専門的に研究している立場としては、各企業との共同研究などという形で接点を持っていることはあり得ます。こうした観点から応募を予定している企業が不利益を被ってはならないと思いますので質問したいと思えます。いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

期間は明確にしなくてはいけないところでございますので、いつからいつまでかというのは明示させていただきます。現在も含むということになれば、我々も接触、意見交換をしてございます。当然、公募

以降となりますが、ここにつきましても、いつからなのか明示させていただければと思います。

●佐藤臨時委員

承知しました。ここについて細かく質問をしているのは、働きかけをしてくる企業以上に、他の競争グループ等から接点を持っているだろうという申し出があった場合、こうした観点が気になりますので、そういったところも検討事項としていただければと思います。

●水道経営課 田代課長

更に明確にさせていただければと思います。

●増田委員長

他にいかがでしょうか。

●大泉委員

田邊委員からお話のあった資本金50億円の件ですが、先ほどの回答では足切り要件として50億円、それから資料4-1の3ページの表の「2. 事業実施体制」に財務の評価項目を盛り込むということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

事業実施体制の中のどの項目に盛り込めば適切か、検討させていただきたいと思います。例えば、債務超過でないことなどの条件を参加資格として設けてございますが、この実施体制の中の構成員の財務の状況についても、代表企業の項目として検討させていただければと思います。今のところ、どこの項目に当てはめるかまでは明確には言えませんが、いずれ事業実施体制の中に項目を設けさせていただければと考えております。

●大泉委員

新たに項目を設けるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

今ある項目の中に入れるのか、新しい項目を設けるのかも含め、検討させていただければと思います。

●大泉委員

私としては、財務状況は重要なものだと思っています。例えば1項目で2点や3点が上限だとすると、とりあえず基準を最低限クリアしている企業と財務状況が良い企業とで、あまり差がつかなくなってしまうのはどうかと思う節はあります。

●水道経営課 田代課長

そういった御意見も踏まえまして、更に検討させていただければと思います。

●大泉委員

承知しました。

●水道経営課 大沼技術副参事

補足になりますが、ここに書いています配点表は確定したものではありません。項目出しをして、配点を考えていきたいと思えます。

●江口委員

資料3-1の9ページを改めて確認したいと思えます。佐藤臨時委員とのやりとりで⑧、⑨について、アドバイザーは除かれると回答されましたが、アドバイザーへの接触等は自由でよろしいですか。

●水道経営課 田代課長

私がお答えしましたのは我々が間に入ると思えますが、アドバイザーと各委員との接触はあり得るということでございます。

●江口委員

アドバイザーと委員の接触は構わないと思えます。これは応募者の行動が前提になっているので、応募者がアドバイザーに対して、あれこれ聞いたりするのはいかがかと思えます。

●水道経営課 田代課長

確かにそうですね。応募者がアドバイザーに接触することも当然あつてはならないことです。そこにつきましても、この要項の中に入れることも含めて検討させていただきたいと思えます。

●江口委員

それから、資料3-1の7ページ、下線部「親会社又は子会社の実績は認めない」とありますが、基本的には方針に賛成の上で、この条件を付すと、新規参入者は実績がありませんから、既存事業者には太刀打ちできないこととなりますが、参入の自由とのバランスをどう考えているのか。何らかの形で新規設立者がイコールフットィングするようなことが考えられるのかという点についてはどうですか。

●水道経営課 田代課長

我々としては、こういった親会社や子会社がコンソーシアムの構成員の一員として入ることを拒むものではないと思えます。その他にきちんと実績を持った企業を構成員の一員にしてくださいということでは。実績のない企業がコンソーシアムの構成員になることを拒むということではございませぬので、不公平ではないと思えております。

●江口委員

分かりました。実績のない企業もコンソーシアム構成員に入るのは妨げないが、コンソーシアム構成員のいずれかにおいては、実績要件を満たす必要があるということですか。

●水道経営課 田代課長

そのとおりです。

●江口委員

5ページの二つ目のポツ（・）のところ。「工業用水道事業については、・・・主要ユーザーの契約割合が各事業で異なり、・・・」とありますが、ここをもう一度説明してほしいです。

工業用水道だと、仙塩・仙台圏・仙台北部で主要なユーザーの契約割合は違うので、著しい影響を与える変動水準を個別に捉えるという論理展開が分からないので、説明をお願いします。

●水道経営課 田代課長

ユーザーの企業数は、仙台圏と仙台北部は10数社しかなく、しかも大口が多いという特徴があります。仙塩については、企業数は40社で、小口が多い状況です。大口で数が少ないところと、小口がいっぱいあるところということで、変動の程度が変わってくることから、こういう設定をしたというところがございます。

●江口委員

要するに、大口が多い仙台圏、仙台北部では、仙塩のように12%程度の需要変動では、改定に応じないということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そういうことになります。もちろん利益水準などもあります。

●江口委員

仙台北部にいたっては24%の変動で初めて改定をするということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そういうことになります。

●江口委員

次に、4ページですが、田邊委員が言われた各料金期間というのは、定期改定が5年に1度とされているので、その5年で判断するというところでよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そのとおりです。

●江口委員

3ページの青字の変動指標というのは、aとbに変動比率を掛けて、cを含めた合計なので、abcはそれぞれの項目の割合の合計値なので、変動がなければ基本は100ですよね。この変動指標がいくらになったら改定を発動するのは決まっているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

この指標が5ページの数字を基本として変動させるという考え方になります。

●江口委員

そうすると、青字の変動指標のaからcを合計して一本化することは、何の意味があるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

3ページの、aは薬品から廃棄物処理費、bは人件費から資産減耗費という形になってございますので、これを加重平均しまして、表を作っているところです。ただ、5ページで設定しておりますのは、物価と動力と需要変動の割合ということです。

●増田委員長

3ページは定期改定時の指標ですよ。

●水道経営課 田代課長

そうですね。3ページは定期改定です。

●江口委員

定期改定時は、このa b cを合計した変動指標を一律で掛けるという感じになるわけですか。

●水道経営課 田代課長

そうです。

●江口委員

2ページです。青い枠が4つありますが、需要変動では、水量見込が実施契約締結時から変動する場合となっていて、物価変動では、優先交渉権者選定時に適用する物価水準から変動する場合となっています。適用する時点が違うのはどういう意味があるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

ここは実際には同じ時期なので、言葉をどちらかに統一いたします。契約の時点も優先交渉権者選定時点も数か月しか差はありませんので、整理させていただきます。

●江口委員

定期改定は数回予定しているかと思います。先程申し上げたように、実施契約時点や優先交渉権者選定時点と時点が定められていますが、常に初期の時点に遡るように見えます。一般的には前回の改定時点との比較ということになりますよね。

●水道経営課 田代課長

需要変動はどうしても20年の長期見通しを立てた上で計画していただきますから、いずれ実施契約の時点を見なくてはいけません、物価変動につきましては当然変動していきますので、前期を見ながら

改定する形になります。どうしても20年間を見た状態で運営権者収受額の20年分を出してもらおうということがございます。

●江口委員

「次期料金期間」という文言が随時出てくるので、表現に間違いがないようにしてほしいと思います。左側の需要変動については、「県が提示する次期料金期間の水量見込が、実施契約締結時に県が提示する次期料金期間の・・・」と、「次期料金期間」が重複しているので、齟齬がないようにしてほしいと思います。

●水道経営課 田代課長

承知しました。

●江口委員

資料3-2、募集要項の表紙裏面の「はじめに」のところですが、「宮城県は、」から始まって、3事業を法律に基づく公共施設等運営事業並びにこれに関連する実施契約及び要求水準書に定める事業、すなわち本事業等を実施する民間事業者を選定し、優先交渉権者が設立したSPCに対して、県が公共施設等運営権の設定を受けた運営権者との間で実施契約を締結し、本事業等を実施することを計画している、という文章の「SPCに対して」の意味がよく分からないのですが、SPCを運営権者とするということによろしいですね。

●水道経営課 田代課長

そうですね。SPCが運営権者になります。

●江口委員

SPCを運営権者として、両者の間で締結し実施するということだと思うので、誰が何をするのか、はっきりさせてほしいと思います。

●水道経営課 田代課長

文章を読み込んで整理させていただきます。

●江口委員

こういうところで詰まると文章全体の信用力に関わるので、きちっとやっていただきたいと思います。

●水道経営課 田代課長

承知しました。

●佐藤臨時委員

質問と要望ですが、資料3-1の7ページ、8ページで実績要件と応募企業に求められる要件ということで、要件提示がなされています。これまでマーケットサウンディング等を実施しているかと思しますので、実績要件並びに資本金要件がこれまで参加意向を示した企業が不利益を被るような基準になってい

ないのか、確認の質問です。

もう1点は、いずれにしても基準を設けなければいけないと思いますが、設ける以上は事務局内部として、不当に競争を制限していないという理屈付けをしておいてほしいという要望です。

●水道経営課 田代課長

まず実績要件です。上水道と下水道につきましては、マーケットサウンディング等を行った事業者は実績要件をクリアしていることを確認してございます。また、実績要件を満たす事業者は、確か水道は全国で40社程度、下水道は10数社以上あることを確認してございまして、競争性も確保できていると考えてございます。

代表企業につきましては、どなたが代表企業になるか分からないところでございます。その中で、信用力という点において、整理させていただいたところでございます。

●佐藤臨時委員

要項としてはこれでいいかもしれませんが、ぜひ不当に制限的でないというところを根拠として事務局で持っておいてほしいということを要望しておきます。

●田邊委員

資料3-2、募集要項の20ページの「表4 運営権者収受額の構成」に「事業報酬」とあります。そこに「支払利息、配当等をいう。」と書いてありますが、内部留保は書いてありません。SPCに内部留保してもらった方がいいという考えもあるので、投資家を集めるために配当金を増やす場合もあって、見方にもよりますが、あえて内部留保を入れていないのは、何か理由がありますでしょうか。

●水道経営課 田代課長

費目につきましては、水道法施行規則で規定しているとおりを書いているところでございます。内部留保につきましては、20年間にわたる事業期間中に適正な部分を確保されると思いますので、収支計画の中で見ていくだろうと考えてございます。

●田邊委員

入れるのは当然ということで、規制があつて入れられないという話ではないのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

入れられないわけではございません。

●江口委員

同じく資料3-2の17ページ、「2.1.10 運営権対価」です。2段落目「県は、・・・運営権者に対する運営権対価の返還は行わない。また、運営権者は合意延長の実施の有無にかかわらず、合意延長に係る対価の追加的支払請求を受けることはない。」という文章の考え方ですが、延長する際に運営権対価は全く請求しないのでしょうか。付言すると、20年或いは25年後の次期選定の時の運営権対価はどうなるのでしょうか。併せて教えてください。

●水道経営課 田代課長

延長につきましては、ここに書いておりますとおり、運営権対価については考えてございません。次期につきましては、今の段階では運営権事業を継続するかどうかははっきりしていないところもございますし、今回は補償金免除繰上償還を前提として運営権対価を設定してございます。その時点で、どのような事業環境にあるかによって、運営権対価は設定されると思いますので、今の段階で申し上げることはできません。

●江口委員

どういう場合に延長するのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

あと数年で事業期間が終了するといった時期に、東日本大震災級の不可抗力の大災害があった場合等を想定しています。期限までに新たな事業者を選定することができず、現行の事業者にあと数年継続してもらわなくてはならないといったことを想定しています。それでも5年間あれば可能だろうと、5年間の合意延長期間を設けたものでございます。

●増田委員長

資料3-1の5ページですが、物価変動と需要変動がダブルで起きて、それぞれの基準は満たさないけれども、両方それなりに影響がある場合に、その対応はどうするのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そういうことも十分あり得るだろうと考えてございます。そこにつきましては今検討しているところでございます。基準内に収まっているからいいということでもないと考えてございます。両方ともプラスもマイナスもある中で、発動させないといけないという前提で検討させていただければと思います。

●大村臨時委員

独立であればそうでしょうが、需要と物価に従属的な関係がある場合はいかがでしょうか。それはないと判断されているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

需要変動につきましては、工業用水道事業だけでございます。プラスマイナスありますが、どうしても工業用水道事業の物価変動の著しい変動が、需要変動と同時に起こることもあり得る話ですので、そこにつきまして、更に検討を深めさせていただきたいと思えます。

●大村臨時委員

例えばここで「変動指標」という言葉が使われていますが、これはお金の額ですよね。こういう場合も「指標」という文言を使用するのが普通なのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

言葉の定義を整理させていただきます。指標というと「率」をイメージするかもしれませんね。

●大村臨時委員

そうイメージしますよね。ここでは料金や金額ですよね。

●水道経営課 田代課長

ものによっては、そういう指標もございます。

●増田委員長

先程の大村臨時委員の御意見に関連して、少し気になるのは、例えば物価が上がって料金が高くなるので、契約をやめますということが起こると、それが連動してしまうかもしれません。その辺りの対応を検討いただければと思います。

●水道経営課 田代課長

更に検討を深めさせていただければと思います。

●増田委員長

それでは、もう一つ残っております。資料4-1の優先交渉権者選定基準の基本的な考え方について、先ほど幾つかありましたが、何かありますか。

●江口委員

資料4-1の2ページ、一番下のボツ（・）の「公平性の観点から・・・」のところですが、プレゼンテーションは名乗らずに行うのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

当然そのような形になるかと思えます。

●江口委員

では、誰か分からないようにして、誰か分からない資料を説明するということですね。分かりました。その上で、上の表のところ、この委員会で生のプレゼンテーションを聞くことになるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

委員の皆様には、こういう場でプレゼンしていただく形になります。

●江口委員

技術ワーキンググループ設置の検討があったかと思いますが、明示されないのでしょうか。

●行政経営推進課 佐藤課長

技術専門家によるワーキンググループを設置するよう、現在手続きを進めておりまして、後程御説明させていただこうかと思っておりました。臨時委員にお二人追加しようと作業を進めており、候補者に内諾を得ております。手続きが正式に済めば、募集要項には審査体制の中で、追加される臨時委員のお名前も記載されるようになりますので、それと連動して、この書き方も検討していきたいと思えます。

●江口委員

技術ワーキンググループというのは、単独でヒアリング・調査などを行うイメージでしたものですが、改めて検討していただければと思います。

●大村臨時委員

私からもお願いした技術ワーキンググループの件について、色々とお考えいただいているようで良かったと思います。江口委員からもあったように、例えば、ヒアリングなどをする場合に、技術ワーキンググループでやるのか、この委員会でやるのか、どうするのかという話になってくるとと思います。私の考えとしては、ヒアリング等は全体の委員会の中でやることとし、提案書への技術的な評価については技術ワーキンググループで議論した内容を委員会にお話しして、ヒアリングに臨むのが一番いいのかなという気はしていますが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

追加する2名の方と大村臨時委員を交えまして、いずれ正式に3名の方の意見を伺いながら、皆様にお諮りしまして、技術ワーキンググループの方々の意見をどういう形で皆様に反映するのかにつきましては、更に検討させていただければと思います。

●田邊委員

今の大村臨時委員の御意見に賛成です。同じことを言おうかと思っていましたが、私は技術に詳しくないものですから、点数化されても、致命的なものであるのか、それともほとんど無視していいのか、分からないわけです。全体の審査に影響してくると思いますので、考えていただければと思います。

資料4-2、優先交渉権者選定基準について、まだ素案段階ですが、13ページに「事業継続措置」とあります。この「10-1 事業継続性を確保するための対応策」のところで、「標準」は「事業継続性を確保するために必要な資金の考え方及び資金ショートについてのリスク対応策について、具体的に明記されている」、「良」は「リスク対応策が具体的に複数明記されている」、この違いが分かりません。

そもそも事業継続性を確保するための対応策なので、「良」にもその限定は付くはずですが、私に分らない範囲もいっぱいあると思いますので、もう少し明確に区分けした方がいいかと思います。同点の時も心配しているくらいですから、評価基準を明確にした方がよろしいかと思います。

●水道経営課 田代課長

承知しました。他の項目も含めまして、更に検討させていただければと思います。

●田邊委員

表に出ない言葉上の話でしょうが、厳秘の資料の最後の一覧表の一番左上の数字は収益的収支（経常損益）と書いてあります。これはお金ではなくて損益ですか、それとも、経常収支でしょうか。

●水道経営課 田代課長

収入と費用の総額を示している棒グラフになります。この差が利益となり、下の方に緑の折れ線グラフがありますが、これが収益的収支（経常損益）となります。

●田邊委員

収支がお金の流れで、損益は損益なので、若干違ってくる可能性があります。これは経常収支の話かと思いましたが、違いますか。

●水道経営課 田代課長

収益的収支とは公営企業会計で使っている言葉でして、これを使わせていただいています。これは民間でいう損益計算になり、収益が濃い青、費用が青、損益が緑の折れ線グラフという見方になります。

●田邊委員

S P Cになった場合は、民間企業の会計になりますか。だとすると、用語を工夫する必要があるかと思っています。

●水道経営課 田代課長

御指摘のとおりだと思います。あくまで現行体制の表でございますが、当然コンセプションモデルにつきましては民間企業でございますので、言葉は気を付けて使いたいと思います。

●増田委員長

今の用語変化は二つを比べているので、ここをこう読み換えてくださいという補足の説明をまとめていただけるといいかと思っています。企業会計と公営企業会計で、ここが違って、これはこっちに入るといような説明があると分かりやすいかと思っています。

●水道経営課 田代課長

承知しました。丁寧に説明資料を作っていきたいと思います。

●今西副委員長

資料4-1の3ページの「提案項目及び配点」の件ですが、前々回の委員会で大村臨時委員とお話をしたイノベーションについて、企業であれば、大きな企業でも小さな企業でも先行投資若しくはイノベーションを起こすための費用をどこかで5%~10%位投資しますが、そういうものに対応する項目はこの中に見当たらないような気がします。

この事業自体が非常に保守的であることは分かります。前々回の委員会で、イノベーションは本当にあるのですかと大変失礼な発言をしてしまいましたが、住民に対する話として、プラスアルファとなるところが出てこないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

我々としては、改築・修繕や地域貢献の評価項目の中に盛り込んでいるつもりではありますが、もっと分かりやすく表現したいと思います。資料4-2にコメントを載せていますが、外部へのメッセージでもございますので、主立った項目で明確にするようなことも考えていきたいと思っています。

●今西副委員長

この事業自体が夢のある話なのか、夢のない話なのかという話になってしまうのですが、基本的に我々

としては持続可能な上工下水道事業を今後どう運営していくのかが一番大きな項目だと思います。そうすると少しでもプラスアルファとして夢のある話があれば、住民に対しての説明力が違うのではないかと思います。

●水道経営課 田代課長

以前から御指摘いただいていたのですが、そういったメッセージを資料4-1の3ページの提案項目及び配点でも伝わるような形で資料の作り込みをしていきたいと思っています。

●大村臨時委員

私としては夢のあるというのは大事だと思います。今の事業を継続していこうというスタンスでは公募をしてもあまり差がつかないのではないかと思います。おそらく水の事業に長けた企業が入ってくるので、現状を維持することはできるのですが、昔の飲み水もない、水環境も悪いという時代から変化して、現在の上工下水道事業は充実していますが、さらに地球環境問題や少子高齢化といった社会的な課題を解決できるような上工下水道事業にぜひ転換して行ってほしいという思いがあります。

みやぎ型管理運営方式が一つのキックオフになって、日本全体、それから国際的にも、そういう事業が展開できるようになれば素晴らしいと考えています。ぜひそういう事業ができるSPCになってほしいということで、技術ワーキンググループをお願いしたところがあります。

●増田委員長

今のお話を採点項目に入れるのはなかなか難しい気もしますが、前文などに事業に臨むスタンスなどを書いてもらうという対応もあるのかもしれないという気もします。

●江口委員

同感です。委員長がおっしゃったこともそうですし、この点数配分だと差がつかない気がして、全体事業方針で見るか、地域貢献が一番少ない配点になっているので、そこを伸ばすのか、青いところの水質管理・運転管理、改築・修繕等の中に革新的な項目を入れるのか、どこかに採点項目を入れないと今話をくみ取ることは採点上できないかと思います。これは大事なことです、考えてもらいたいと思いました。

●大村臨時委員

この項目や配点は、まだ決まったわけではないですね。

●水道経営課 田代課長

案でございます。皆様から御意見をいただきながら、調整していきたいと考えているところです。

●大村臨時委員

項目を見ていると、水質管理・運転管理、改築・修繕等とあって、今ある事業を継続していく形での評価に見えてしまいますので、決める時には御意見を申し上げたいと思っていました。地域貢献は今までも入っていたかもしれませんが、比率等を考えていただいて、私がお話ししましたような観点も入れていただければありがたいと思います。

●水道経営課 田代課長

皆様の御意見を踏まえまして、更に検討を深めたいと思います。

●大泉委員

会議後回収資料の2ページに基準額の公表はしないと赤字で書いてありますが、折れ線グラフの数字で言うと県基準額の1,256億円を公表するのはまずいと思いますが、提案上限額の1,350億円、調査基準額の1,148億円も全て公表しないということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

提案上限額の1,350億円については公表します。それ以外は公表しないというところがございます。

●大泉委員

調査基準額は一定の金額を下回った場合のように書くということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そういう形になります。調査基準額というのを設けて、それを下回った場合は内容を見させていただきますというので、悪かろう安かろうのチェックをしますというメッセージを応募者に発するというところがございます。

●大泉委員

県基準額というのが存在することも教えないということですか。

●水道経営課 田代課長

県基準額、調査基準額を設定するという考え方は公表いたします。金額は出さないということがございます。

●大泉委員

応募企業は、ある金額より低い金額にしても40点以上は取れないことが分かってしまうのでしょうか。

●水道経営課 大沼技術副参事

分かることになります。ダンピング防止の意味も込めまして、こういった考え方を前もって示すということです。ただ、基準額は公表しないということです。

●江口委員

調査基準額はそういうことでお示しするのでしょうか、評価に係る基準額、真ん中ですね、これは配点に直結するので、この基準額があることを言わなくてもいいのかなと私は思っていました。ここをオープンにする必要はありますか。

●水道経営課 田代課長

基準額を満点としますという形で公表しようかと考えていました。

●江口委員

私は必ずしも採点に係る基準額の有無を言う必要はないのかなと思っています。我々の採点の一部として満点がある、要するに、相対的にどこまでも点数を上げるのではなくて、基準額をもって満点を決めるというのは公表する必要はないと思います。先ほどの配点比率は公表するのですか。

●水道経営課 田代課長

配点については例えば、40点というのは3月の公募の段階でオープンになります。40点満点を県基準額としますというように、金額は出さないで公表しようと考えているところでございます。

●江口委員

理解しました。

●増田委員長

公共入札では、その線を探るといったことはあるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

探ろうとする方がいるかどうかは分かりませんが、我々としては、あるところまでいくと金額については満点です。それを下回っても点数は上限の40点で、さらに我々が決めます調査基準額を下回ったとすると、内容を精査させていただきますというメッセージを出した上で、公募をかけたいという考え方をさせていただきます。

●増田委員長

他にございますか。まだ残りの議案もありますので、この件は一旦ここで締めたいと思います。

『議事（3）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る基本協定書（素案）及び実施契約書（素案）について』

●増田委員長

議事（3）に進みたいと思います。事務局から説明をお願いします。

●水道経営課 田代課長

基本協定書の素案と実施契約書の素案になります。資料5-1で説明させていただきます。

1ページ目、基本協定書についてです。冒頭に事務局から説明させていただきましたが、優先交渉権者選定時はSPC組成前なので、県と優先交渉権者の構成員が締結する協定書を基本協定書といいます。1ページ目に構成がございまして、2ページ目に主な内容を記載してございます。

SPCの株主についてですが、全ての優先交渉権者の構成員が提案書に記載しております額を出資し、議決権株式の割当てを受けるものとし、二つ目のポツ（・）ですが、議決権株主は、議決権株式を第三者

に対して処分を行おうとするときは、書面による県の事前承諾を受けていただくことになってございます。また、SPC組成後、SPCが新たに議決権株式を発行する場合につきましても、県の事前の書面による承諾を受けていただきます。

実施契約の締結についてですが、県と優先交渉権者構成員は実施契約が締結できるようにそれぞれ最大限努力するものとし、また、県は優先交渉権者選定時に修正された実施契約書の案については、それ以降原則的には修正しません。

二つ目のポツ（・）ですが、優先交渉権者構成員につきましても、自己の費用と責任において準備行為はできるものとし、県はそれに対して協力するというを書いてございます。三つ目の四角（■）の実施契約の不成立についてですが、万が一、優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由によりまして、契約の締結に至らなかった場合又は締結に至る可能性がないと県が判断した場合は、県及び優先交渉権者構成員が公募に要した費用を、優先交渉権者構成員が連帯して負担していただきます。さらに、県は優先交渉権者構成員に対して、これらの費用について違約金として請求することができ、全ての優先交渉権者構成員が連帯して支払うという条項がございます。

3ページ目が実施契約書になります。実施契約書は県と運営権者、すなわちSPCが、締結する契約書となります。三つ目のポツ（・）です。募集要項や要求水準書、提案書類につきましても実施契約の一部を構成するものとなります。募集要項公表時に県側の実施契約書の案を公表し、競争的対話を通じて調整を行い、実施契約書となるということでございます。

4ページが実施契約書の素案の構成でございます。5ページ目に実施方針からモニタリング基本計画書の案以外の主な項目を記載してございます。

まず、情報公開ですが、運営権者には宮城県情報公開条例の趣旨に基づいて、文書等の取扱規程等を作成して公表していただきます。

二つ目は秘密保持義務としまして、県は宮城県の情報公開条例に基づきまして、開示請求があった場合、個人情報等の非開示情報を除きまして、情報を開示することができるとしてございます。また、逆に運営権者は県の事前の承諾がない限り、法令等に基づき開示の義務があるものを除きまして、本契約に関する情報は開示することはできないとしてございます。

三つ目は著作権です。県は本事業に係る計画書や報告書等の成果物につきまして、県の裁量によって、無償で利用する権利、権限を有するものとしています。さらに、契約終了後も存続するとしてございます。四つ目は、第三者の知的財産権等の侵害です。運営権者は本契約の履行に当たりまして、第三者の有する特許権等の知的財産を侵害しないこと、並びに運営権者が県に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害していないことを県に対して保証するという条文になっております。

最後は、同じく知的財産権です。運営権者は特許権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならないとしてございます。

基本協定書と実施契約書の素案についての主なところは以上となります。

議事（3）は以上ですが、議事（4）も一緒に話した方がよろしいでしょうか。

●増田委員長

時間もあまりないので、一緒にしましょうか。

## 『議事（４）宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）に係る要求水準書（案）及びモニタリング基本計画書（案）について』

●水道経営課 田代課長

議事（４）の要求水準書の案、モニタリング基本計画書の案につきまして説明させていただきます。要求水準書の案につきましては、資料6-1になります。2ページの太字の部分が今回の委員会で議論いただきたいところになります。

3ページ目は、前回の委員会意見を踏まえまして、研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力につきましては、当初は下水道のみ記載してございましたが、御指摘を受けまして対象を3事業に修正してございます。

4ページ目は、経営に関する要求水準になります。事業計画につきましては、9事業全体の全体事業計画書と、料金期間ごとの中期事業計画書と、単年度毎の年間事業計画をそれぞれ提出していただきます。財務管理につきましては、全事業、任意事業等それぞれ分けて出していただこうと考えてございます。財務管理の全事業の年間と月間の業務報告につきましては、現在、内容を検討しているところでございますが、収益につきましては県で把握できますので、業務費用を報告させることを検討してございます。事業計画との乖離や半期の段階では上期のまとめと下期の見通しを提出させるのがいいのかといったことを現在検討しているところでございます。

5ページ目も同じく経営に関する要求水準です。情報公開については、これまでもお話ししましたとおり、事業計画、財務諸表等、県が定める項目を公開していただきます。また、自ら積極的・継続的に情報公開に努めていただく想定です。

6ページ目は、本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務に関する要求水準になります。四角の箱囲みの中の二つ目のポツ（・）、計画の中で維持管理に関するものについても記載していただきます。三つ目のポツ（・）ですが、報告の中でも維持管理に関する実施状況を書いていただきます。また、運営権が設定されない第二受水テレメータ室等につきましては、区分経理を求めるということでございます。

箱囲みの下の四角（■）のところですが、保安に関しましては、不法侵入や不法投棄、施設・設備の損壊等への適切な防犯対策等を講じることとし、要求水準未達の判断基準については検討中でございます。

7ページ目です。任意事業につきまして、箱囲みの下に①から③と書いてございますが、提案書にない事業を新たに実施する場合には、県の事前の承認を求めるとしてございます。また、実施方針にも書いてございますが、県内の市町村の水道や下水道事業に関わる事業等や、仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設の維持管理業務といったものが任意事業になります。箱囲みの中の二つ目、任意事業を実施する場合は要求水準書に運営権者の実施義務を定めます。任意事業は独立採算ということで区分経理を求めます。四つ目のポツ（・）のところですが、実施に当たりまして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産の処分が必要な場合は、手続きは県が行いますが、補助金等の返還が必要となった場合は、運営権者が相当額を負担していただきます。必要な諸手続きは運営権者の責任で行い、任意事業により、義務事業等に影響を与えた場合の損害等は運営権者に負担していただきます。

8ページ、9ページは契約終了時の措置です。施設機能の確認につきましては、契約終了前の1年から半年前までの間に継続して運転管理することに支障のない状態であることを確認していただきます。また、前回の委員会での御指摘により訂正したところですが、9個別事業ごとの健全度評価結果、評価が低いのが2又は1となりますが、この割合が本事業開始時の健全度評価の結果における割合を上回らないようにすることを求めたいと思います。さらに、三つ目のポツ（・）ですが、現地確認を含む施設機能確

認結果等の事項を記載しました施設機能確認報告書を作成し、県へ提出していただきます。

最後の9ページです。引継ぎに関しましても、マニュアル等の書類整備、県又は県の指定する者への技術指導、引継ぎに関する手続きといったものを位置付けいたします。

最後になりますが、モニタリングについて、資料7-1と7-2になります。

まず、資料7-1のモニタリング基本計画書の案についてですが、前回我々が提案しました違約金の話になります。1ページ目です。前回の委員会におきまして、レベル4に分類した項目のうち、安定的な水の供給を阻害する行為については、別途レベルを設けるべきではないかという御意見をいただきました。また、要求水準違約金の額が抑止力となる金額となっているのかという御意見もいただきました。

こういった御意見も踏まえまして、2ページ目に検討の前提条件を記載しました。前回の委員会におきましては、要求水準違反の程度によりまして、レベル1から4の事象を設定すると提案してございます。レベル1から4につきましては、県が運営権者に対して要求水準違反の状況を改善させて、継続的に事業運営を求めていくものであらうと考えました。

三つ目のポツ(・)ですが、それらの事象を上回る重大な事象につきましては、高額な違約金が必要ではないかという御意見もございました。最後の※印ですが、レベル4を超えるような、水道法の水質基準を満たさない水が供給されてしまうような、本来あってはならない事象が万が一起こった場合には契約を解除することも検討するべきであらうと考えたところでございます。

その上で、資料7-2を見ていただきたいのですが、3事業における水質基準や水質検査結果の状況等について説明させていただきます。

資料7-2の1ページ目です。仙南・仙塩広域水道の水質の検査状況です。大崎広域水道も基本的には同じになります。上から水質計器による常時監視については、水温から電気伝導度までの7項目を実施してございます。また、中段のところですが、同じく水温から電気伝導度までの8項目におきましては、毎日、浄水場で手分析により試験してございます。一番下につきましては、水道法上規定してございます水質基準の51項目、それ以外の168項目につきましては、項目と回数を決めまして実施している状況でございます。

次のページにA3版の表がございます。これが、こうした運転管理をしている中での水質の試験結果を示したものです。法定基準の51項目の一覧のうち青色の網掛け部分が、県が独自に厳しい値を設定している13項目になります。左から5列目の「水質基準値」が法定のものでございます。一番上の「一般細菌」であれば1ml当たり集落数が100以下というのが法令基準です。県ではより厳しい値を設定し、10分の1の10個以下と設定してございます。

過去6年間の最大値をお示ししたのが一番右側の列でございます。この中で、29番目の「プロモジクロロメタン」という項目がありますが、国の基準が1l当たり0.03mgに対して、中峰浄水場では0.015mgと、2分の1以下であります。一番下に書いてございますが、これらの県基準で、常時監視をしていただければ、法令基準の2分の1から10分の1以下に抑制できており、余程のことがない限りは、県基準を満たしていただければ、水質の法令違反は起こり得ないというものでございます。

次のページは工業用水道事業でございます。工業用水道事業につきましては浄水供給しておりますのは仙塩工業用水道だけでございます。

下の表に4つの項目について、供給規定を設定してございます。このうち、一番上の水温につきまして、過去5か年のうち、平均ではクリアしていますが、水温だけが、最大値として、1℃から25℃のうち27.5℃とオーバーしてございますが、浄水場では水温を制御する装置が整備されてございませんので、なかなか厳しいところでございます。

しかし、それ以外の項目については、平均はもちろん最大値でも十分クリアできる形になってございます。なお、水温につきましては現在県とユーザーで協議してございまして、全ユーザーにアンケートをとりましたが、特に水温について要望がなかったため、供給規程の見直しも検討しているところでございます。

次のページにつきましては、流域下水道になります。法定43項目のうち、県の基準を設けているBOD等の6項目について、法定基準値、県基準値を一覧表にいたしました。右から2列目に過去5か年の平均値と最大値を記載しました。平均値では十分満たしていますが、下水道は流入水質により県の水準をオーバーしていることがどうしてもございます。

ただ、県の条例も含めまして、法定の基準はクリアしてございます。流域下水道ではどうしても流入水質によって突発的に起こり得ることは分かっていたかと思えます。欄外に書いてございますが、平均をとりますと、県基準は十分クリアできているということで、継続的に発生するものではないことも分かっていたかと思えます。前回もお話ししましたとおり、1回突発的に起こったからといって、すぐに違約金ということではなく、報告を受けて改善していただくと考えてございます。

これらの現状を踏まえまして、資料7-1の3ページを御覧いただければと思います。基本的には前回の委員会で提示いたしましたレベル1からレベル4を設定いたします。レベル1は軽微な不備、レベル2は中程度の要求水準違反、レベル3は県基準違反、レベル4は法令違反と設定しました。

ただ、水道水質のような法定水準を満たさないものを送水してしまった場合については、レベル5を新たに設定しようと考えたものでございます。レベル1、2につきましては、3事業統一の基準を設けますが、レベル3、4の段階になりますと、事業毎の特性に合わせてそれぞれで設定しようと考えたものでございます。

4ページ目になります。レベル1から4につきましては、前回の委員会で説明したとおりでございますので、レベル5、法令違反の水を供給してしまったような場合について説明させていただきます。こういった事象が発生した場合、県は、(仮)経営審査委員会に内容を報告して意見を受けながら、契約解除も検討すべきだろうと考えております。また、運営権者は基本的に県の検討結果に従っていただきます。その上で、契約解除をせざるを得ないとなった場合は9事業全体の契約解除違約金を、契約を継続する場合につきましては、個別事業の契約解除違約金相当額を支払っていただこうと考えております。

なお、レベル5に相当する契約解除違約金は事象の重大性を鑑みまして、高額な違約金を設定するべきだろうと考えてございます。

表は前回と基本的に同じですが、勧告、命令とあって、最後は前回の委員会では、懲戒という言葉を使ってございましたが、命令(支払命令)とさせていただきます。さらに、レベル5を設定してございます。

5ページ以降につきましては、別資料(会議後回収資料)で説明いたしますので、最後の9ページを御覧いただければと思います。

海外の実態も調査すべきという御意見をいただき、フランスの例を調べてみました。違約金の金額を調べたところ、上の二つはKPI、事業目標の項目のうち、ある程度の項目が未達だった場合につきましては、ペナルティの金額は売上高5%や6%と、10億円近い違約金を設定している事例でございます。

次のカンヌの例につきましては、漏水率を設定してございます。こちらのペナルティの金額はあまり高くなく、年間で3,600万円ほどです。一番下のアジャンにつきましては、飲料水供給が不当に中断された場合につきましては、あまり高くはないですが12時間超から1日当たり6万円ほどとなっております。適用されるケースはそれぞれの事業によって、あまり高くはないところから、かなり高額なところまであることが分かりました。

これらを踏まえまして、回収資料の4ページを御覧いただければと思います。検討した結果を取りまとめたものです。レベル1と2は3種類9事業同一で、1日当たり4万円、レベル2については12万円、レベル3、4につきましては桁がほぼ一つずつ上がりまして、工業用水は10万円単位ですが、100万円単位と、水道のレベル5につきましては億円単位となっております。

この考え方を5ページ以降に書いてございます。こちらは基本的に内閣府の契約に関するガイドラインを参考にしまして、1日及び年間当たりの運営権者収受額を基に計算したものです。レベル3と4につきましては、1日当たりの事業毎の運営権者収受額を基にしまして、レベル4は100%、レベル3は50%を乗じ、10万円単位に切り上げたものとなります。

6ページ目が、レベル1と2になります。こちらは9事業一律と考えましたので、1日当たりの収受額の20%を基本としまして、9事業それぞれに割り振り、レベル2が30%、レベル1が10%と設定したものが12万円と4万円と書いたものでございます。

違約金は1日当たりの金額に、発生から解消するまでの期間を掛けて算定すると考えてございます。

7ページ、8ページ目が契約解除違約金に相当する額、レベル5の部分です。レベル5につきましては1日当たりではなく、1年間の運営権者収受額を基本とし、1年間の収益の20%という数字で、大崎広域水道が3億円、仙南・仙塩広域水道が4億円となります。

また、8ページ目ですが、違約金が抑止力となっているのかという御意見を踏まえまして、更新投資を用いることも考えられるのではないかとということで、20年間の更新投資額のそれぞれ10%、20%を採用した場合の算定結果を示しました。そうしますと、10%では10億円、20%では20億円と10億円単位となります。こういった違約金も考えられるかと算定してございます。

駆け足になりましたが、私からの説明は以上でございます。

<佐々木委員途中退席>

### 『議事（3）及び（4）質疑応答』

#### ●増田委員長

議事（3）の基本協定書及び実施契約書について質疑した後、議事（4）の要求水準書及びモニタリング基本計画書について質疑したいと思います。最初に資料5-1及び5-2について、何かございますか。

それでは、資料5-1の5ページ目に、著作権や知的財産権の話が書かれています。今回のコンセッション事業の中で、先ほど大村臨時委員からもありましたが、何かこれに該当するようなものを、事業を通じて作り出すことはあり得るのでしょうか。新たな知的財産が今回の事業の中で発生して、その帰属をどうするのか検討しないといけないのでしょうか。

#### ●水道経営課 田代課長

我々としては、以前から大村臨時委員の御指摘のとおり、イノベーションを期待しているところは当然でございます。そういった中で、特許権等の知的財産といったものが発生することもあり得ると考えてございます。ただ、仮に今回の事業終了後に運営権者が変わって、そういったものが使用できなくなるということでは困りますので、契約が終了しても継続するという条項を入れさせていただいたところでございます。

#### ●増田委員長

最初の事例ですので、ここで蓄えたノウハウが知的財産になって、県と事業者でどう配分して、その後

何かに活用できるのかといったことは、難しい問題になるかと思えます。

●水道経営課 田代課長

ここは最初に議論しましたプロフィットシェアのようなことになるかと思えますが、画期的な新技術がもし事業提案の段階で分かっていたら、当然運営権者収受額に反映するでしょうし、事業途中に起こった場合につきましては協議させていただいた上で、経営審査委員会の意見も伺った上で、運営権者収受額に反映していこうと考えているところでございます。

ここにつきましては、起こるか起こらないか、分からないところですので、そういった建て付けで仕組みを作ったところでございます。

●田邊委員

資料5-2の基本協定書の第4条(2)に「SPCは、設立時及び本事業開始日における資本金と資本準備金の合計額がいずれの時点においても●億円以上であること。」とありますが、資本勘定の要件を入れないと債務超過であっても資本準備金の取り崩しを行わない限りは満たしてしまいます。その書き方は工夫する必要があると思えます。

●水道経営課 田代課長

御指摘を受けまして、検討させていただきます。

●田邊委員

第8条の資金調達協力義務で、「優先交渉権者構成員は」、「SPCへ出資し、SPCへの出資者を募り」とありますが、出資者が50人以内であれば、自分で行ってもいいですが、将来50人以上になり得るとしたら、自分で行うと金商法違反になる恐れがあります。この条文は後ろでわざわざ借入と分かれています。出資を実現させるものとするといった書き方であれば、別に自らやることはないのです。証券会社を使って行うことが可能になります。恐らく現実には問題ないのでこういう表現なのだろうとは思いますが、将来は分かりませんので、気になったところです。

●水道経営課 田代課長

気をつけて、文言を整理させていただきます。

●増田委員長

よろしいでしょうか。

それでは、資料6, 7に進みたいと思えます。要求水準及びモニタリングについて、何か御意見、御質問があればお願いします。

資料7-1の最後のページに「フランスのアフェルマージュにおけるペナルティ」とありますが、アフェルマージュとは何かよく分からないのですが、これは何におけるペナルティなのでしょう。

●水道経営課 田代課長

アフェルマージュは日本におけるコンセッションに近いものと考えていただけると助かります。

●増田委員長

フランスのコンセッションのような事例ということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

そのとおりです。

●今西副委員長

資料6-1の7ページの任意事業に関するのですが、資料6-2では99ページに「任意事業に関する要求水準」とあります。任意事業自体が三つ書いてありまして、一つ目は「本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業」、二つ目は「県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる事業」、三つ目は「仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設の維持管理業務」、この三つを任意事業として考えているということは、実際の契約等以外での交渉を行うということでしょうか、それとも契約の中に事前に入れることはできるのでしょうか。

本体の事業とは別に独立採算と書いてあるので、契約締結後、提案されるという形になるのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

基本的に任意事業の提案につきましては、義務ではないという取扱いです。提案していただいても構いませんし、していただかなくても構いません。ただ、20年間の事業期間中に新たな任意事業をしたいということもあるだろうということで、①で「新たに実施する場合には事前に県の承認を得る」としたものでございます。

●今西副委員長

そうであるとするならば、優先交渉権者選定基準の評価表には反映されてこないのでしょうか。というのは、今までの議論から、イノベーションなどの新しい提案によって差が生じるとするならば、任意事業が提案されてこないとする、皆様の御意見にもありましたが、あまり点数に大きく差が出ない可能性もあるのではないのでしょうか。

先ほど言いましたように、任意事業の取扱いを契約締結後の交渉の中での話であるとするならば、なかなか選定の時に反映しづらい項目になると思いました。どのようにお考えでしょうか。

●水道経営課 田代課長

任意事業につきましては、提案を義務としないということから、今の段階では評価の項目の中には入れてございません。義務事業の中のイノベーション等については評価していこうと考えてございますが、任意事業については項目としては入れてございません。

●今西副委員長

そうすると、上工下水道一体の本体の事業のみで審査をするという形になりますか。

●水道経営課 田代課長

我々としてはそこで評価しようと考えてございます。

●今西副委員長

なかなか難しいような気がしますが、皆様はいかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

任意事業につきましては、内部でも議論をしたところがございますが、提案は義務ではない、まさしく任意といたしましたので、加点評価の方がいいのではないかという意見があったのも事実ですが、点数を高く設定できないこともあって、義務事業で評価するのがいいのかなというところで、お示したところがございます。

●大泉委員

任意事業に関してですが、独立採算が原則とおっしゃっていたと思いますが、どうしても共通費の配賦といった問題が出てくると思います。そういうところは恣意性が入りやすいと思うので、きちんと考えていただきたいと思います。

●水道経営課 田代課長

本社経費等につきましては、区分経理といたしましても、どういう目で見るとかは検討させていただきます。

●田邊委員

任意事業では配賦の問題が生じて、区分経理をやろうとしたら資本金の配賦からやらないと完全な区分経理になりませんので、それをやっていかないといけないと思います。この事業がうまくいかなかった時は運営権者が負担するとなっていますが、一体どこから負担してくるのかと考えると、本当に区分経理ができるのかなと思います。例えば、出資者が増資して、この事業用にお金を入れるといったこと位しか考えにくいかなと思います。

それから、もしSPC自体の経営がうまくいなくなると、逆に任意事業がうまくいっていた時に、区分経理ですから、任意事業から費用は当てられませんというのが法的に許されるかどうかといったことについて、いくつか調べていただければと思います。

●水道経営課 田代課長

承知しました。そういった御意見も踏まえまして、更に検討を深めさせていただきます。

●大村臨時委員

SPCにとっては任意事業があるのは、非常に魅力的だと思います。任意事業で出た利益を、独立採算だと本体事業のいざという時に使えないという仕組みは寂しいなという気がしないでもないのですが、今西副委員長が言われたように、任意事業を作り出す努力といったところの評価をしながら、その利益をどう本体の事業に対して活用できるかということも考えてもらえるとありがたい。

それからもう一つ、仙塩流域下水道の消化ガス発電は省くのではありませんでしたか。それとも、任意事業として考えられるということで、ここに出されているのでしょうか。

●水道経営課 田代課長

任意事業の利益を本体の事業に入れるかどうかにつきましては、我々も検討しましたが、それを認めてしまうと、任意事業を期待して、本体事業が成り立つような提案がされても困りますので、ここは明確に分けるべきだろうという考え方で、今の仕組みになってきたところでございます。

ただ、委員の皆様がおっしゃるとおり、長い事業の中で任意事業の利益を何かに活用できないかというところもあるかと思っておりますので、少し検討させていただければと思います。

仙塩流域下水道の消化ガス発電につきましては、現在指定管理者が維持管理業務を行っております。ただ、これを義務としてやらせるわけにはいかないというところがございます。任意事業として設定しております。今、消化ガス発電事業を行っている会社と運営権者が協議して、受託することになれば任意事業に設定しようと考えてございます。

現実的にはプラントを動かすことになる運営権者が受託することが一番合理的ですので、そうなるだろうと考えてございますが、義務とまでは言えないので任意事業という仕組みにさせていただきます。

●大村臨時委員

民間企業がガス発電をやっているわけですね。なので、それは外に出して、ということ聞いたような気がしたのですが、そうではなくて、将来は任意事業の中に入れ込んだ形でいくということでしょうか。

●水道経営課 田代課長

将来といいますか、現在提案事業として別の会社にやっております。その日常管理を現在の指定管理者が受託しているという形ですので、まずは同じ形でスタートしようということです。そちらも、FIT (Feed in Tariff) 制度を使いまして、20年の契約だったと思いますが、その契約が終了した後どうなるかにつきましては、今後の課題となります。

●大村臨時委員

話は戻りますが、任意事業は知的財産権ともリンクするような気がします。任意事業でやっていた知的財産があったときにどうするのかという問題もあると思いますが、どうでしょうか。

●水道経営課 田代課長

任意事業の知的財産までは考えておりませんでした。仮にあった場合につきましても、任意事業は別事業という考え方をさせていただきますので、取扱いをどうするか、更に検討させていただきます。

●今西副委員長

任意事業の定義は三つほどありましたが、その中で、市町村に関する上下水道はすでに運営されていて、県で運営するものとそれほど大きな違いはなく、それ以外は県の施設を使って、新たに起こす事業という形ですね。

最後の③はすでに県の事業としてやっているということで、①と③は同じようなジャンルに入るかもしれませんが、②の市町村が運営されている下水道について、この中で任意事業として一つのくくりにしてしまうのは、何か無理があるような気がしますが、いかがでしょうか。

●水道経営課 田代課長

任意事業の定義につきましては、区分経理を求める別事業という扱いの中で、②と③は実際にある事業です。①につきましては新たな事業であり、あるかないかも分からない事業です。本体事業とは切り離して実施してもいい事業というくくりの中に任意事業というカテゴリーを設けたという経緯で、このような形になったというところでございます。

恐らく③は受託する可能性が高いだろうと、②は市町村から具体的に声がかかってはございませんが、我々としては、ぜひそういった事業展開があればいいと考えてございます。①につきましては、提案があるのかないのかも分からないのが実態でございます。

●増田委員長

今の②はやや性格が違うというお話がありましたが、市町村水道の入口まではこの事業者がマネジメントに関わっているわけですね。県から入ってきたものを最終的に各家庭に分配するのが市町村の上水道事業なので、土地を持っているところと上水道事業が連携することはやや次元が違う面があるような気がします。

ただ、どういう形になるかは今回のPFIを超えて市町村の意向が大きく関わってくるので、なかなか今のところは見えませんが、将来の水道事業、下水道事業という観点から、ここに大きな改革の種があるだろうと感じます。そこをコンセッションの中で言及するかについては、いいアイデアが思いつきませんが、どう考えればよろしいでしょうか。

●水道経営課 田代課長

この事業を企画したときから、市町村と意見交換をしております。事業開始当初から一緒にやりたいという積極的な御意見はなかったのですが、我々としましては、水源から蛇口まで一体で行うことが効率的だろうと思ってございます。そういった中で、②の市町村の上下水道事業につきましては、各市町村からこういった仕事をお願いしたいという御意見が出てくれば、運営権者は必ず協議に応じるという仕組みといたしました。また、県の承認を得て受託していいといった、柔軟に対応できるような制度設計にしたところでございます。

●増田委員長

よろしいでしょうか。他にありますか。

●水道経営課 田代課長

要求水準違反のところで、レベル5といった水道法に違反する水を流したときのものを設定いたしました。前回の委員会で御説明したレベル1から4に対して、今回さらにレベル5を設定しましたが、これに対して御意見いただけると助かります。

●増田委員長

個人的にはどれくらいの金額に設定するかはもう少し検討するとしても、こういうランクがあった方が色々な事象に対応できるのではないかと考えます。提案に対して皆様はいかがでしょうか。

●今西副委員長

あくまでレベル5になってほしくないという意味だと思いますが、レベル5は抑止力と考えれば、間違いなくレベル2やレベル3の段階で、色々と考えられると思います。また、レベル5が基本的にはハザードとしてはあるかもしれませんが、リスクとして顕在化するかということから考えると、一気にレベル5まで顕在化する可能性があるかどうかということは検討が必要だと思います。それがないのであれば、抑止力にはなるとは思いますので、非常に妥当かと思えます。

●大村臨時委員

レベル1から5の考え方について、フランスの例を挙げていただいておりますが、これは明らかに量と質ですよね。やはり水質は大事ですから、違反したときのペナルティは重くなるというイメージを持っています。本件のレベル1から5のうち量的なものは水質だけで、フランスではもっと厳しくやっている印象を受けます。

●水道経営課 田代課長

量的なものにつきましては、恐らくフランスは管路も含めて、市町村の水道をイメージされていて、漏水率が高かったりするのです。こういう設定をされていると思います。我々の用水供給事業の中では、ほとんど漏水率は0に近い、漏水自体は0ではありませんが、ほとんど発生しませんので、量より質、水道では特に質を求めています。漏水については管路が原因となり、管路は県の所掌ですので、運営権者側に発生することはないだろうという前提でこういった考え方をしたところでございます。

●増田委員長

リヨンやマルセイユの事例では、K P Iのうち何項目について未達の場合などとありますが、厳しい金額がかかっている130のK P Iのうちの80項目はどういう中身でしょうか。

●水道経営課 田代課長

中身までは調べきれませんでした。

●田邊委員

S P C出資者にも違約金を負担させた方が抑止力になるのではないのでしょうか。可能性が低くともS P Cが負担できない場合があり得るので、事業者や出資者に責任を負わせるような何らかの形を盛り込むことはできないのでしょうか。

例えば、S P Cがレベル3や4の支払うお金がなくて、破綻してしまったら元も子もありませんから、出資者責任をどこで、どう問う形にしていくのか検討されるといいかと思えます。

●水道経営課 田代課長

承知しました。更に深掘りさせていただきます。

●増田委員長

他に御意見等なければ時間も過ぎておりますので、以上で第4回委員会を締めたいと思えますが、いかがでしょうか。

●佐藤臨時委員

終わりということなので、一言だけお願いをしたいと思います。本日こうして実際に取り上げた資料以外にも配布資料の中には色々なところに検討中などと記載されており、まだまだ検討しなければいけないところもあるように思われます。

今後のスケジュールを考えると、次回2月18日をもって区切りとなると、果たして委員として全てを見ることができるだろうかという心配を持っております。この点について、大変だと思いますが、しっかりと対応していただければと思います。

●増田委員長

ぜひよろしくをお願いします。

『議事（5）その他』

●行政経営推進課 佐藤課長

それでは事務局から連絡がございます。臨時委員の2名の増員のことでございます。先ほど会議の中でもございましたが、東京大学大学院工学研究科の滝沢智教授及び東北大学大学院環境科学研究科の佐野大輔准教授、このお2人に臨時委員への就任について内諾をいただいております。

次回2月18日の委員会から御出席いただけるように手続きを進めているところでございます。次回委員会から委員6名、臨時委員4名の10名体制となる予定でございます。

限られた時間の中で、盛り沢山の審議事項を御審議いただき本当にありがとうございます。お気づきの点がございましたら、後ほどお電話でもメールでも結構ですので、事務局までお寄せいただければと思っております。

また、委員会の資料について、県とアドバイザーとで協議しながら作成しておりますが、ぎりぎりになっての完成となり、皆様には大変御迷惑をおかけしてございます。これまでも皆様の御協力を得まして、事前に御説明をさせていただいた上で委員会当日に御意見をいただけるように、我々も努力してまいりましたが、次回2月18日に委員会がございます。皆様の御協力をいただきまして、事前説明等の時間をいただきながら、2月18日の委員会に向けて、資料を調製させていただきたいと思っておりますので、何卒御協力をお願いしたいと思います。

それから、県民向けの事業説明会という資料もございますので、それについて御説明させていただきます。

●水道経営課 田代課長

2月1日の土曜日に、県の大崎合同庁舎及び白石市の中央公民館で、みやぎ型管理運営方式の県民向けの事業説明会を開催いたします。この他、現在も既に行っております出前講座も含めまして、様々な企画をしてございます。県民に理解をいただけるように継続して行っていくところでございます。

以上です。

●増田委員長

ありがとうございました。

予定どおりですと次回2月18日の委員会が最終回となり、特定事業の選定に係る答申を行うこととなります。先ほど佐藤臨時委員からあったように、まだ抜けているところもありますので、今回は完成稿

で議論をしたいと思いますし、答申に向けて委員長一任ではなく、委員会の場で議論して、答申につなげたいと思います。

2月18日まで一月ほどありますので、途中経過も含めて事務局と話をしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは以上で今日の議事は終わりですので、最後に事務局に進行を戻します。

### 【3. 閉会】

●司会（行政経営推進課 旗野班長）

それでは以上をもちまして、令和元年度第4回宮城県民間資金等活用事業検討委員会を終了いたします。長時間にわたりまして御審議いただき、どうもありがとうございました。